

答 申

**第 1 審査会の結論**

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が、平成 30 年 1 月 12 日付け 29 建第 611 号で審査請求人に対して行った公文書部分開示決定（以下「本件処分 1」という。）は妥当ではなく、不開示とした部分のうち下記の部分については開示すべきである。

また、実施機関が同日付け同号で行った公文書不開示決定（以下「本件処分 2」という。）についても、妥当ではないため、処分を取消し、改めて開示、不開示の決定を行うべきである。

＜開示すべき部分＞

相談者の過去の職

土地所有者の氏名

特定の日時の相談記録に記載された相談者との電話の内容

特定の日時の各種相談簿に記載された相談者の発言の 1 行目（個人の氏名を除く）及び特定の日時の相談者の発言の一部

特定の日時の協議記録に記載された県と市のやり取り（個人の氏名を除く）

**第 2 審査請求に至る経過**

**1 開示請求の内容**

審査請求人は、平成 29 年 10 月 16 日付けで、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により実施機関に対して、次のとおり開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (1) 特定の土地の開発に関して、平戸市、県北振興局、県建築課との事前協議  
その後の対応の一切
- (2) 特定の土地の開発に関して、開発許可の申請が必要と思われる旨の問い合わせに関してその内容、協議、調査、苦情の一切（許可申請が必要なければその結論に至った経緯と結果と対処内容の一切）

**2 本件処分 1 及び 2 の内容**

実施機関は、本件開示請求に対し、平成 30 年 1 月 12 日付けで、条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定により、本件開示請求にかかる文書の記載の一部又は全部が条例第 7 条第 1 号及び第 6 号に該当するとして本件処分 1 及び 2 を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分 1 及び 2 を不服として、実施機関に対し平成 30 年 4 月 2 日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

## 第 3 審査請求人の主張の要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「本件処分 1 及び 2 のうち、非公開部分に関する決定は不当であり、これを取り消すとの裁決を求める」というものである。

### 2 審査請求の理由及び反論書における実施機関への反論

審査請求人が審査請求書及び反論書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 条例の趣旨、目的に照らせば、森林所有者及び土地所有者は条例第 7 条第 1 号ただし書きア及びイに該当するため開示されるべきである。
- (2) 土地所有者については、平戸市に対して本件請求と同様の内容の請求を行っており、訴訟した結果、平成 30 年 1 月長崎地方裁判所の最判平成 17 年 10 月 11 日集民 218 号 1 頁を引用した指導により、平戸市は任意開示を行っているため、県の文書においても本号アに該当するため開示されるべきである。
- (3) 違法な宅地造成により、審査請求人の生命、健康、生活又は財産を侵害されているため、条例第 7 条第 1 号イにより、開示すべきである。
- (4) 宅地造成に係る開発許可の許認可権者は知事であり、法令の解釈運用や許認可基準について他の機関に影響を及ぼすことがあるとは考えられず、条例第 7 条第 6 号には該当しない。
- (5) 条例第 12 条第 2 項の規定により、「関係機関と調整するため」として当該本件開示請求は延長がなされたが、延長の正当な理由にはならない。

## 第 4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、弁明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

### 1 原処分を妥当とした理由

#### (1) 対象文書の性質

本件開示請求の対象となった公文書は、特定の土地の開発に係る協議文書及び相談記録簿等（以下「本件文書」という。）であり、本件文書には、本件処分 1

に係る対象文書である協議及び相談の内容を記した文書（以下「本件文書1」という。）及び本件処分2に係る対象文書である平戸市から提供を受けた文書等（以下「本件文書2」という。）が含まれている。

なお、本件文書2は本件文書1の添付資料であり、「別添①」、「別添②」、「林政課提供資料」から構成されている。

## (2) 不開示情報の該当性について

ア 本件文書1に含まれる土地所有者については、条例第7条第1号に規定する個人情報であり、任意に聞き取りを行った調書に含まれる情報であるため、法令又は慣行として公にされている情報であるとはいえず、条例第7条第1号アに該当しない。

イ 不開示とした個人情報を開示したとしても、大雨による種々の被害を回避し、特段、人の生命、健康、財産が保護されるとは認められず、条例第7条第1号イに該当しないことから、本号ただし書きが定める例外的開示情報に該当しない。

ウ 本件文書2については、公にしないとの前提で任意に提供を受けたものであり、これを開示した場合、情報提供者との信頼関係を損ない、今後適切な情報提供を得られなくなるおそれがあることから、条例第7条第6号に該当する。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のよう

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示及び情報提供等の推進に関し必要な事項を定めることにより、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにし、県政に対する理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、公文書の開示請求にあっては、「原則公開」の理念のもとに、条例の解釈及び運用に当たらなければならない。

### 2 条例の規定について

本件処分に係る公文書において、実施機関が部分開示の理由としている条例第7条各号の規定を確認したうえで、部分開示決定の妥当性について判断した。

#### (1) 条例第7条第1号について

本号本文は、開示請求にかかる公文書に、個人に関する情報（事業を営む個

人の当該事業に関する情報を除く。) であって、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報(以下「個人情報」という。)が記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならないと規定している。ただし、同号ただし書は、

(ア) 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

(イ) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

(ウ) 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

については、個人情報であっても、開示するものと規定している。

## (2) 条例第7条第6号について

本号は、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示とすることを定めている。

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方三公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

ここで「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの」の「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」についても、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が必要であると解されている。

### 3 不開示情報の該当性について

当審査会において、本件文書を実際に見分したところ、次のように判断した。

#### (1) 本件文書 1 に係る条例第 7 条第 1 号の該当性について

ア 相談者の氏名、住所、現在の職、所持資格、電話番号、特定の日時の関係者協議及び聞き取り記録の供覧文書に記載された聞き取った人物の情報及び特定の日時の聞き取り内容について

当該情報は開示した場合、特定の個人を識別することができるため、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

イ 相談者の過去の職、特定の日時の相談記録に記載された相談者との電話の内容、特定の日時の各種相談簿に記載された相談者の発言の 1 行目（個人の氏名を除く）及び特定の日時の相談者の発言の一部、特定の日時の協議記録に記載された県と市のやり取り（個人の氏名を除く）について

当該情報を開示しても、特定の個人を識別することは認められないため、実施機関がこれを不開示としたことは妥当ではない。

ウ 特定の日時の供覧文書の「対応」欄に記載された相談者に対する印象について

当該情報を開示しても、通常一般人が特定の個人を識別することができることは認められないが、開示した場合、本件文書に記載された事情等を知りえる当該個人を識別することができる第三者が当該記載を見て、当該個人に対して不要な誤解等を招くなど、個人の権利利益を侵害するおそれがあることから条例第 7 条第 1 号後段の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当すると認められるため、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

エ 土地所有者の氏名について

当該情報は、開示した場合、特定の個人を識別することができるが、一般に登記簿により閲覧できる情報であり、登記されていないなどの特段の事情が認められないことから、条例第 7 条第 1 号アに該当すると認められるため、実施機関がこれを不開示としたことは妥当ではない。

オ 県政相談コーナーの連絡者の氏名について

当該情報を開示した場合、特定の個人を識別することができるため、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

なお、実施機関に確認したところ当該個人は非常勤職員であり、職員録等に氏名が公表されていないことから、条例第 7 条第 1 号ただし書きアにも該当しない。

#### (2) 本件文書 2 に係る条例第 7 条第 1 号及び第 6 号の該当性について

ア 別添①に含まれる地図及び現場写真等について

当該文書には、特定の個人を識別することができる情報が含まれているが、一部を不開示にすることにより、直ちに特定の個人を識別することができないよう加工する余地があると認められることから、実施機関がこれを全部不開示とした判断は妥当ではない。

イ 別添①に含まれる相談簿について

当該文書は本件文書1において部分開示された文書と同様の文書であると認められることから、実施機関がこれを全部不開示とする理由は見受けられない。

したがって、実施機関がこれを全部不開示とした判断は妥当ではない。

ウ 別添②及び林政課提供資料について

当該文書は林政課から提供を受けた平戸市の文書であると認められるが、当該文書を開示しても、実施機関が主張する関係者との信頼関係が損なわれ、宅地の開発行為に係る許可事務等に必要な情報提供が受けられなくなるおそれがあるとまでは認められない。

したがって、条例第7条第6号に該当しないため、実施機関がこれを全部不開示とした判断は妥当ではない。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書及び反論書において、種々主張するが、審査会の前記判断を左右するものではない。

#### 5 結論

以上のことから、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

ただし、実施機関においては、改めて開示、不開示の決定を行う場合、当審査会において全部不開示が妥当でないと判断された文書についても条例第7条各号に規定する個人情報等の不開示情報に留意し適切に開示されたい。

#### 第6 付言

当審査会において、対象文書を見分したところ、県及び平戸市が聞き取った者の情報及び内容について、本来、個人情報として条例第7条第1号により、不開示とすべき部分が見受けられた。

当該部分を実施機関が開示したことにより、本件処分に係る不開示部分に矛盾を来しており、少なからず当審査会の判断に影響を及ぼしたことから、実施機関においては、公文書の開示にあたり、特定の個人が識別されないことがないよう慎重に判断を行

うべきである。

また、対象文書の中に時系列的に追記している文書で時点が異なるものがあり、同一の記載であるにも関わらず、不開示部分が異なるなど、実施機関の不適切な判断が見受けられた。

条例における公文書の開示に当たっては、原則開示の理念の下、適切に運用されなければならない。条例第7条各号に規定する不開示情報の適用については、慎重かつ適切に判断されなければならない。

実施機関においては、条例の趣旨を十分理解のうえ、適切な運用が図られるよう当審査会として要望する。

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成30年9月3日	・実施機関から諮問書を受理
令和元年9月6日	・審査会（概要説明及び審査）
令和元年10月17日	・審査会（実施機関からの聴取及び審査請求人の口頭意見陳述）
令和元年11月7日	・審査会（審査）
令和元年11月26日	・審査会（審査）
令和元年12月17日	・審査会（審査）
令和2年1月21日	・審査会（審査）
令和2年1月27日	・答申

長崎県情報公開審査会委員名簿

氏 名	役 職	備 考
植 木 博 路	弁護士	会長
佐 藤 烈	長崎新聞社取締役総務局長	
菅 宜 紀	長崎県立大学地域創造学部教授	
朝 長 真 生子	司法書士	
藤 野 美 保	長崎行政監視行政相談センター 行政相談委員	会長職務代理者